

障害者差別解消ガイドラインについて

1 趣旨

条例第8条第3項に基づき、障害を理由とする差別の禁止の徹底を図るため、障害のある人の日常生活や社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるもの。

障害を理由とする差別（不利益取扱い・合理的配慮の不提供）について、その判断基準を広く県民に周知するとともに、相談対応や「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」による紛争解決時の判断基準としても活用する。

2 作成方針

- ・「障害を理由とする不利益な取扱い」や「合理的配慮」についての基本的な考え方を示すとともに、条例に規定されている分野毎に特に配慮すべき事項を事例等により分かりやすく記載する。
(事例は、よりよい理解を促進するものを中心に掲載)
- ・障害者差別解消法に基づいて国が策定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）、「国等職員対応要領」（策定中）及び「事業者のための対応指針」（策定中）を踏まえたものとする。
- ・「障害のある人への良い配慮の事例」※に応募のあった事例を活用する。

※ 障害者差別解消のための施策の参考にするとともに、啓発等に活用するため募集したもの（募集期間：H27.7.27～8.31）

3 ガイドライン(たたき台)の構成

はじめに

I ガイドライン策定の趣旨

- 1 背景（障害者差別解消法の制定、県条例の制定）
- 2 目的
- 3 位置づけ
- 4 対象者（配慮等をされる人、配慮等をする人）
- 5 対象分野
- 6 利用時の留意事項

II 障害を理由とする差別とは

- 1 障害を理由とする不利益な取扱い（基本的な考え方、「正当な理由」の判断基準、分野別）
- 2 合理的配慮の不提供（基本的な考え方、「過重な負担」の判断基準）

III 「障害を理由とする不利益な取扱い」や「合理的配慮の提供」の具体例

- 1 分野別 各分野共通・各分野別に、「不利益な取扱いに該当する可能性がある例」「望ましい合理的配慮の例」を記載
 <分野> ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス ④労働・雇用 ⑤教育
 ⑥建築物利用 ⑦交通機関利用 ⑧不動産取引 ⑨情報提供 ⑩意思表示の受領
- 2 障害別 各障害別に、「主な特性」「障害特性を踏まえた対応」を記載
 <障害> ①肢体不自由者 ②内部障害 ③視覚障害 ④聴覚・言語障害 ⑤盲ろう障害
 ⑥知的障害 ⑦精神障害 ⑧発達障害 ⑨高次脳機能障害 ⑩難病

IV 相談体制と紛争解決のしくみ

参考資料（条例本文等）